

法学部・法学研究科法学教育研究支援基金 学生活動支援金要項

令和5年8月21日

法学研究科長裁定

(趣旨)

第1条 「法学部・法学研究科法学教育研究支援基金」(令和3年4月1日創設)の主な用途の一つである「学生生活(学習、留学、課外活動等)に対する支援」に資するため、「学生活動支援金」制度を設ける。

(目的)

第2条 学生活動支援金は、法学部・法学研究科の自主ゼミ等の学生団体もしくは学生個人につき、全国大会等において優秀な成績を収め若しくは地域社会に多大なる貢献をした活動、又は法学部・法学研究科における学習に際して高い教育的効果をもち特に経済的支援を要するものに対し、その活動に係る旅費等を支援し、指導の人材の養成及び社会貢献に資することを目的とする。

(支援の基準)

第3条 支援は、次の各号のいずれかに該当する学生団体もしくは個人について行う。

- 一 全国大会等において優秀な成績を収めた団体・個人
- 二 本学又は地域社会の活動に特筆すべき貢献をした団体・個人
- 三 その他前二号に準ずる成果等を収めた団体で、特に今後の継続的な活躍が期待される団体・個人
- 四 法学部・法学研究科における授業や行事のうち、特に経済的支援を要するものに参加する学生

(申請方法)

第4条 法学部・法学研究科所属の教職員及び学生は、前条各号のいずれかに該当すると認められる学生団体・個人につき、別途定める申請書に基づき、支援の申請を行うことができる。

2 申請の際は、推薦者となる教員の承諾を得たうえで申請を行う。

(選考)

第5条 法学研究科長は、法学部・法学研究科運営会議を経て、支援する団体・個人の選考を行う。

(支援の内容)

第6条 支援対象となる学生団体・個人には、一件当たり上限10万円を目途に、その活動に係る支援を行う。但し、国際大会参加等の場合については、その都度適当な金額を検討する。

(学生活動支援金の財源)

第7条 学生活動支援金の財源は、東北大学基金（法学部・法学研究科法学教育研究支援基金）をあてる。

(支援の取消し)

第8条 支援対象となる学生団体・個人が次の各号のいずれかに該当する場合は、支援を取り消すことがある。

- 一 支援を辞退したとき
- 二 支援申請事業を実施しないとき
- 三 その他支援対象として適当でないと認められたとき

(事務)

第9条 学生活動支援金に関する事務は、法学部・法学研究科総務企画係において処理する。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、学生活動支援金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和5年8月21日から施行する。